

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

あらゆる世代の働き手と地域中小企業を繋ぐ!! “旭川圏トライアルワーク” 連携支援プロジェクト

2 地域再生計画の作成主体の名称

北海道並びに北海道旭川市

3 地域再生計画の区域

北海道旭川市並びに北海道上川郡鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、上川町、東川町及び美瑛町の全域（上川中部定住自立圏）

4 地域再生計画の目標

4-1 地方創生の実現における構造的な課題

本圏域では、若年者、現役世代の流出に歯止めがかからない状況が続いており、平成30年度の社会増減については、15～19歳において404人の転出超過（主に進学）、20～24歳において381人の転出超過、そのうち、旭川市では15～64歳における生産年齢人口は779人の転出超過となっており、若年者及び現役世代の流出が課題となっている。さらに今後20年間にわたる本圏域の生産年齢人口（15歳～64歳）では、社人研「日本の地域別将来推計人口」より、2020年20万3千人から2040年14万3千人に減少が推測されるなど、働き手の減少への対策は一刻の猶予もない状況となっている。

また、職業別の求人倍率（ハローワーク旭川 令和元年9月）では、一般事務0.48倍、選別・軽作業0.10倍と求職が集中する一方で、特にホームヘルパー・ケアワーカー2.99倍、保育・福祉相談員2.93倍、生産工程2.58倍、建築・土木・測量技術5.76倍など、圏域の生活・経済・産業を支える地域中小企業の慢性的な人材不足・ミスマッチが深刻な課題となっている。（なお、本圏域の平成30年度累計の新規求職数1.5万件に対し、就職数0.4万件である。）

こうした背景の中、これまで本圏域の自治体や関係団体等により、地域雇用を目的とした企業説明会等の開催、職場環境等の改善を目的としたセミナーや企業コンサルタントの派遣、地域中小企業の魅力発信を目的とした広報支援など、様々な視点から地域雇用の促進と職場環境等の改善に努めてきたところであるが、地域中小企業の人材不足に対し、十分な改善効果があったとは言いがたい。特に圏域の中核都市として人材流出のダム機能を果たすべき旭川市では、札幌市への働き手の流出が依然として顕著であり、平成30年度では、主に進学に伴う15～19歳で131人の転出超過、働き手となる20～64歳で771人の転出超過（札幌市に対し、全ての生産年齢5歳階級が転出超過）となっている。この働き手の明らかな都市圏（特に札幌市）指向が、今日の地域中小企業の人材不足を生じる原因となっており、圏域の機能維持に対する脅威に繋がっている。

これらの現象の要因であるが、本圏域は北海道第2の都市である旭川市を中心とした北北海道の最大の圏域であり、地域資源を活かした家具・木製品、食品加工、機械金属ほか、多様な企業が存在するエリアとなる。しかしながら、これまでの就労マッチング支援では、働く現場を体感できないような表面的な企業・求人情報等の提供が主体であったため、働き手と地域中小企業を結ぶ接点が脆弱であり、働き手がこれら地場産業の特徴や魅力に触れ、その将来性を見いだせる機会が得られていない。その結果、イメージが浸透している大手企業や多くの選択肢のある都市圏企業と比べ、就職先として圏域の中小企業を積極的に選ぶ理由に至っていないことが挙げられる。また、早期離職の要因となる雇用ミスマッチの対策が進んでいないことや、3Kイメージが先行している福祉、製造、建設等の業種に対し、働き手の敬遠及び未経験者や転職者による労働力の移動が図られていないことも、働き手の離職や転職を機とした都市圏流出に繋がっている。

さらに、これらの問題を掘り下げると、以下が言える。

- 地域中小企業の実際のしごと・職場環境などを知る機会が少なく、働き手が真に就職判断できる情報を得られていない。
- 求職者が求める労働条件、企業が求める人材について十分な情報分析がなく、双方が歩み寄れる施策に繋がっていない。

- 従来の職業紹介（求人票＋面接）では労使間の雇用ミスマッチが存在することで、早期離職※が生じ、働き手の都市圏流出に繋がっている。（※厚労省による新規学卒者の離職状況 3年目まで離職率（全国）：高卒約4割、大卒約3割）
- 未経験者、離職後の転職など、新たな業種に挑戦できる環境が不十分（労働力移動の硬直）。
- 圏域の高校生は、地域の中小企業の魅力や特徴に触れる機会のないまま、その多くが都市圏に進学し、地元に戻らないまま就職するなど、若年層流出の要因（女性の転出超過が高い傾向）となっている。

上記問題を解決し、あらゆる世代の働き手と地域中小企業を繋ぎ、就労により地域定着を促進し、人材の流出抑制を図ることが本圏域の地方創生の実現に必要である。

4-2 地方創生として目指す将来像

【概要】

1市8町で形成される上川中部定住自立圏（以下、圏域という。）は、豊富な水資源を活用した稲作などの農業をはじめ、食料品、家具や木製品、金属製品などの製造業を基幹産業としている。また、圏域の中心である旭川市では、圏域全体の産業売上額の約89%を占める北北海道、最大の商業・物流の拠点（小売業・卸売業の事業所数が3,000以上集積）であり、医療福祉、教育、文化など、都市機能が集積する圏域の経済、生活を支える中核都市となっている。

こうした特徴を持つ圏域であるが、少子高齢化に加え、若年者をはじめとした現役世代の転出超過の進行から、これら産業を支える地域中小企業の人手不足が社会問題化している。

本事業は北北海道の最大の圏域として、あらゆる世代の働き手と人手不足に陥っている地域の中小企業を繋ぎ、就労による地域定着と企業の労働力確保を実現し、若年者や現役世代の都市圏への流出を抑制することで、東京圏並びに道内人口の1/3に及ぶ札幌一極集中の是正に繋げるものである。

【数値目標】

K P I	事業開始前 (現時点)	2020 年度増加分 1 年目	2021 年度増加分 2 年目
就職数（「旭川圏トライアルワーク事業」による）（人）	0	50	75
就労体験者数（「旭川圏トライアルワーク事業」による）（人）	0	120	190
参加者数（「高校生インターンシップ事業」による）（人）	0	500	500

2022 年度増加分 3 年目	K P I 増加分 の累計
100	225
250	560
500	1,500

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

5-2 の③のとおり

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

○ 地方創生推進交付金（内閣府）：【A3007】

① 事業主体

2に同じ。

② 事業の名称

あらゆる世代の働き手と地域中小企業を繋ぐ!! “旭川圏トライアルワーク” 連携支援プロジェクト

③ 事業の内容

1 旭川圏トライアルワーク事業（対象：社会人）

求職者と圏域の中小企業を「トライアルワーク」（常用雇用を出口とした就労体験）という形でマッチングし、地域中小企業の人材獲得に繋げる。具体的な運用については、求職者に対して、「トライアルワーク」の受入企業を紹介し、求職者と企業の同意のもと、3日以上の実践的な就労体験を行う。体験後には就職に向けた労使間（体験者と受入企業）の最終マッチング機会を提供する。さらには、就労体験の実績から、求職側・企業側のニーズを蓄積・分析し、受入企業の職場環境改善と求職者のキャリアアップ支援等へ繋げていく。

【マッチング等の仕掛け】

◆トライアルワーク窓口は旭川まちなかしごとプラザ内（ハローワーク、ジョブカフェ、アクティブシニアサポートセンター等併設）とし、求職者に対するワンストップ体制を実現する

◆対話型の窓口対応により求職者の潜在的な求職ニーズをきめ細かく把握する。

◆求職者に対し、はじめから就職面談ではなく、「まずは就労体験からスタート」という入りやすさを活かし、3Kイメージの先行する業種へのトライアルワーク参加に繋げていく。

◆就労体験者を就職に結びつけるには、しごとの魅力や将来性に加えて、従業員と良好な人間関係を築くことが重要な要素となる。別途策定する受入マニュアルや企業訪問等の機会を活用し、受入に関する様々な好事例を伝えることにより、就職マッチングの成功率を高めていく。

◆企業の費用負担については、就職成立の成功報酬のみとする。それにより多くの企業の参加を促し、企業選択肢の充実と多くの求職参加者に繋げていく。

◆その他、働く現場を体感せずに就職することに不安のある潜在的求職者へのアプローチが可能となる。このことから、必要な事業広告を行い、潜在層に対し、トライアルワーク参加を促していく。

【本事業による課題解消のポイント】

これまでの就労支援では働く現場を体感できない表面的な企業・求人情報等の提供が主体であったが、本事業は企業情報に精通した相談員により、実際に企業現場へ求職者を送り、実践的な就労体験から就職決定までの丁寧かつ効果的なサポートを実践することとなる。これにより就職まで行き届かなかった求職者と中小企業を繋ぐ機能を果たし、求職者が自分にあった職業として判断した就職とその定着化を図り、本圏域の働き手の流出抑制に繋げるものである。

2 高校生インターンシップ事業（対象：就学者）

高校生が地域企業の魅力を「知る・学ぶ・体験する」手法として、インターンシップは有効だが、これまで、大学等の進学者が多い高校（普通科、商業科等）に対しては、学校側及び企業側の事務負担や職業観を醸成させる見せ方・関わり方などノウハウ不足から、インターンシップが進んでこなかった経緯がある。このことから、新たにそれらを補う事業を構築し、高校（普通科、商業科等）のインターンシップ普及拡大に繋げていく。具体的な運用については、地域中小企業のしごとの魅力や社会的役割を学ぶ事前学習、生徒が希望する受入企業でインターンシップ体験、地域と生徒本人の将来の関わり方（地元就職を想定したキャリアプラン）を考える事後学習を実施する。さらに以下を加えることで、生徒の進学後のUIJターンや将来の地元就職に繋げていく。

【UIJターンの仕掛け】

◆進学者が夏・冬休み期間等の帰省時に大学生等インターンシップとして、トライアルワークを活用できるものとする。

（トライアルワーク事業3年目から実施）

◆自治体の広報誌や企業情報提供サイト等に大学生等インターンシップ（トライアルワーク）広告を掲載するほか、UIJターン希望者が地元企業に就職

した際の奨学金返済補助（旭川市一般財源）活用など、必要な情報提供を図る。

【本事業による課題解消のポイント】

本事業は単なるインターンシップではなく、高校生インターンシップとして事前・事後学習や受入企業の支援を通じ、地域中小企業のしごとの魅力や社会的役割を学び、その企業を実際に体験した上で、生徒本人に地元就職によるキャリアプランを考えさせるということが最大のポイントとなる。さらに進学後、上記の仕掛けを実践することで、UIJ ターンから地元就職という本圏域の将来の働き手確保に繋げていくものである。

3 地域中小企業の労働力確保・定着に向けた側面支援

トライアルワーク事業と併用し、企業の採用力向上を目的とした「しごとの魅力」発信強化、シニア・障害者に対する就業環境の整備、ワークライフバランス推進や子育て世代の離職防止を目的としたテレワーク普及拡大など、地域雇用の促進・定着に向けた側面支援事業を展開する。

④ 事業が先導的であると認められる理由

【自立性】

○旭川圏トライアルワーク事業については、参加企業から「就職成立の成功報酬」を徴収する。また、協議会が主体となって参加者の就職率の向上、参加企業数の拡大となる好循環を図り、事業規模を拡大していくことで、交付金終了後には自立していく見込みとする。

○高校生インターンシップ事業については、高校側から利用料を徴収するものとし、協議会が主体となって受入企業数の拡大、参加高校の普及拡大を図り、交付金終了後には自立していく見込みとする。

【官民協働】

○官民で構成する「旭川圏トライアルワーク推進協議会（仮称）」が事業推進主体となり、関係機関や経済団体、外部有識者等の助言・提言を得ながら、企業の求人、求職者のニーズをとらえた効果的な雇用マッチングを

実践し、圏域の人材獲得に繋げていく。

【地域間連携】

○上川中部定住自立圏（1市8町）の若年者、働き手の流出、それに伴う地域の人材不足は圏域の最も大きな共通課題であり、本事業はそれらの課題に対するダイレクトな処方箋となる。その上で、北海道上川総合振興局及び旭川市、圏域町それぞれの自治体の持つ人材確保の施策と本事業の連動性を高め、広域的な相乗効果が図られるよう地域間連携を行う。

【政策間連携】

本事業は地方創生上の根本的な課題の一つである「地域で希望を持って働く」を実現するものであり、地域中小企業の人材確保と働き手世代の定住を促進することが人口減少時代における定住自立圏の機能維持に直結する。

これらは個々の働き手のワークライフバランスや消費活動、次世代の働き手となる子育てに至るまで影響が及ぶものであり、行政、経済団体、民間事業者等が実践しているあらゆる施策・取組との連携が必然的に可能である。

⑤ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（KPI））

4-2の【数値目標】に同じ。

⑥ 評価の方法、時期及び体制

【検証方法】

〔北海道〕各事業主体からKPIの達成状況の報告（上川中部定住自立圏エリア分）を受け、毎年度5月に北海道上川総合振興局により取りまとめを行い、上川（中部）地域づくり連携会議において報告・検証する。（検証時期：8月頃）

〔旭川市〕「旭川市総合戦略検討懇談会」において、総合戦略に基づく施策の実施状況の検証で、交付金事業の総括及び施策の改善等に係る意見聴取を毎年度行い、翌年度の施策事業の構築に反映する（検証時期：8月頃）

【外部組織の参画者】

〔北海道〕 上川中部圏域市町長、外部有識者（大学、金融機関）や民間団体関係者等

〔旭川市〕 有識者（大学教授）、旭川商工会議所、旭川物産協会、旭川平和通商店街振興組合、指導農業士、旭川信用金庫、ハローワーク、連合北海道旭川地区連合会、北海道新聞社、旭川社会福祉協議会、旭川市民生児童委員、公募市民

【検証結果の公表の方法】

〔北海道〕 検証結果を毎年度、北海道ホームページで公表する。

〔旭川市〕 旭川市総合戦略検討懇談会での意見聴取の内容及び総合戦略に基づく各施策の検証結果については、市ホームページで公表する。

⑦ 交付対象事業に要する経費

- ・ 法第5条第4項第1号イに関する事業【A3007】
総事業費 87,139 千円

⑧ 事業実施期間

2020年4月1日から2023年3月31日まで

⑨ その他必要な事項

特になし。

5-3 その他の事業

5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当なし。

5-3-2 支援措置によらない独自の取組

該当なし。

6 計画期間

地域再生計画の認定の日から2023年3月31日

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

7-1 目標の達成状況に係る評価の手法

5-2の⑥の【検証方法】及び【外部組織の参画者】に同じ。

7-2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

4-2に掲げる目標について、7-1に掲げる評価の手法により行う。

7-3 目標の達成状況に係る評価の公表の手法

5-2の⑥の【検証結果の公表の方法】に同じ。